

## 株式会社井セキ関西 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 6 月 1 日～平成 25 年 5 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1: 労基法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、育休中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 平成 23 年 6 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 24 年 6 月～ 制度に関するパンフレットの作成
- 平成 24 年 7 月～ 社員に社内メールにて配信

目標 2: 所定外労働時間の削減の為の措置の実施

### <対策>

- 平成 23 年 6 月～ 所定外労働時間の現状を把握、分析
- 平成 24 年 1 月～ 月 40 時間を超える残業時間が発生した場合、本人・所属長・その従業員を管轄する長を含め、原因・理由を検討し、改善する。
- 平成 24 年 6 月～ 継続的に残業時間管理を行う。また、改善がみられない場合は残業方法を再検討し、具体的な措置をとる。(増員等)

目標 3: 地域の若者のインターシップの受け入れを行う

### <対策>

- 平成 23 年 6 月～ 受入体制について検討
- 平成 24 年 1 月～ 受入部署への説明と体制作り、学校との連携
- 平成 24 年 4 月～ インターシップ受入開始